

# i 税務課資産税係からのお知らせ 問 税務課 ☎ 72-0841

## 償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械（農業機械含む）、備品等（土地・家屋を除く）のことです。下記に当てはまる方は申告が必要です。早めの申告をお願いします。

期間	令和3年1月4日(月)～2月1日(月)
対象	・1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人 ・1月1日現在、市内で直接事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人
内容	・昨年まで申告している方は、「1年間の償却資産の増減のみ（電算処理での申告は、全資産）」を申告 ・新たに申告する方は、「1月1日現在所在している償却資産すべて」を申告 ※申告用紙が必要な方はご連絡ください ※電子申告（エルタックス）での申告も可能

- ①申告された償却資産課税標準額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。
- ②税務署で必要経費として減価償却資産申告を行っている資産で、市に償却資産として申告していないものも対象となります。
- ③申告漏れがあった場合、過年度にさかのぼって課税することがありますので、あらかじめご了承ください。

## 課税免除特例の申請について

宮古島市では、一部の固定資産税に対し免除措置があります。（宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例により、沖縄県の自主的発展に寄与することを目的とする措置）（沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域、離島地域、情報通信産業振興地域、過疎地域、産業高度化・事業革新促進地域）

■申告期間：1月4日(月)～2月1日(月)

■受付場所：税務課 資産税係 窓口

※特例措置を受けるには、各適用項目の条件を満たす方が対象となります。詳細については、宮古島市ホームページの「税金→課税免除の特例について」をご覧ください。税務課資産税係までお問い合わせ下さい。

## 家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、税務課資産税係に「家屋減失届」を提出してください。登記済家屋を取り壊したときは、法務局で「減失登記」をお願いします。届け出がない場合、取り壊した家屋に誤って課税されてしまう可能性があります。

## 住宅用地の申告について

住宅用地については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。

住宅を新築・増築した場合や住宅の全部・一部を取り壊した場合、土地や家屋の全部又は一部を用途変更した場合は住宅用地の認定が変わりますので、令和3年1月31日までに申告書の提出が必要となります。

## 固定資産の現況調査について

固定資産課税台帳整備のため、現況調査を行っています。市内にある土地の利用状況、建物の種類や構造、新築・増築や建物取り壊し、償却資産等の実態を把握し、市の課税台帳と登録内容が一致しているかどうかを確認します。

調査にあたっては、敷地外から外観が把握できない等の場合は、敷地内に立ち入る場合があります。また記録のため写真撮影を実施します。

調査は、市税務課職員及び市が委託した調査会社が行います。市税務課職員は市が発行する「調査吏員証、固定資産評価員証又は補助員証等」、委託した調査会社職員は「調査員証明書」を携帯していますのでご確認下さい。

## 事業用家屋・償却資産に係る固定資産税(R3年度)の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業・小規模事業者が対象。

■減免割合 令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上が、前年同期と比べて

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	全額免除

※市へ申告する前に認定経営革新等支援機関からの事業収入の減収割合等認定が必要です。

### ■認定経営革新等支援機関への提出書類

- ①申告書②収入減を証する書類（青色申告決算書など）③特例対象家屋の事業用割合を示す書類④猶予の金額や期間等を確認できる書類（収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合）

### ■市役所への提出書類

- ①申告書（認定経営革新等支援機関の確認印有）
- ②認定経営革新等支援機関へ提出した②～④の書類申請書様式等は、市HP「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内」をご覧ください。

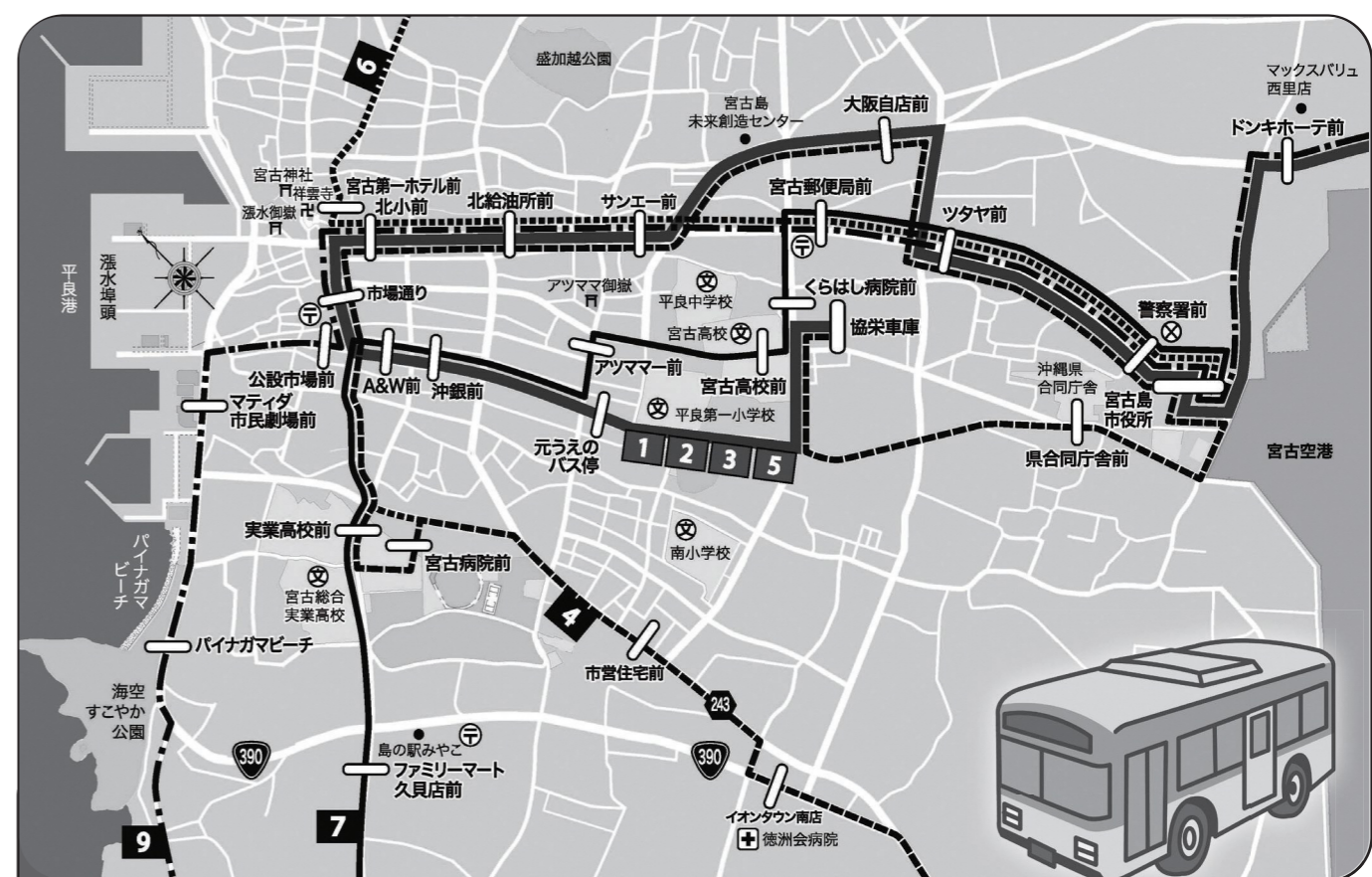
■市への申告期間：1月5日～2月1日（消印有効）

※感染防止のためなるべく郵送にてご提出ください。

【制度の概要・Q&A・認定経営革新等支援機関など】

- ・中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 ☎ 0570-077-322（平日9:30～17:00）
- ・中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>

# 1月4日から 路線バスのルートが変わります



## ■バス路線表

	系統	運行区間		事業者名
※1	新城吉野保良線	協栄車庫	保良	宮古協栄バス
※2	長北山北線	協栄車庫	比嘉	宮古協栄バス
※3	友利線	協栄車庫	友利	宮古協栄バス
4	与那覇嘉手苺線	協栄車庫	嘉手苺	宮古協栄バス
※5	新里宮国線	協栄車庫	うえのドイツ文化村	宮古協栄バス
6	池間一周線	宮古島市役所	漁協前	八千代バス
○7	伊良部 佐良浜 経由 平良線	宮古島市役所	佐和田車庫	共和バス
9	みやこ下地島 空港リゾート線	東急ホテル前	みやこ下地島空港	宮古協栄バス

※平日朝は、宮古病院前バス停・実業高校前バス停・上角バス停を経由します。

○佐和田車庫行きの一部の便は宮古病院前バス停を経由します。

バスの乗り換え場所となる交通結節点を平良港から新しい庁舎へ移設するため、1月4日から路線バスのルートが変わります。詳しくは、各バス事業者へご確認ください。

問 企画調整課 ☎ 72-4878

**バスロケーションシステム BusGO!**

路線バスをご利用の際は、便利なバスロケーションシステムをご利用ください。

BusGO!  
<http://miyakojima.bus-go.com>

**バス会社連絡先**

宮古協栄バス合資会社 ☎ 72-2414  
合資会社協和バス ☎ 78-5084  
株式会社八千代バス・タクシー ☎ 72-0677